北朝鮮による度重なる弾道ミサイル発射に強く抗議する決議

11月29日午前3時過ぎ、またもや北朝鮮から弾道ミサイルが発射された。このミサイルは、ICBM(大陸間弾道ミサイル)級と考えられ、飛翔距離は約1,000キロメートル、最高高度約4,000キロメートルを超えるもので、約53分間飛翔し、我が国の排他的経済水域内である、青森県の西方沖約250キロメートル付近に落下した。

北朝鮮による度重なる弾道ミサイルの発射は、国連安全保障理事会決議や日朝平壌宣言に違反することは明白である。

国際社会の一致した平和的解決への強い意志を踏みにじり、我が国のみならず北東アジア、そして国際社会全体の安全保障に対する明らかな挑発行為を断じて許すことはできない。

よって、本市議会は、北朝鮮政府に対し、弾道ミサイルの発射禁止や弾道ミサイル計画に係る全ての活動の停止、北朝鮮に義務付けた国連安全保障理事会決議の遵守を、再び厳重に求めるものである。

以上、決議する。

平成 年 月 日

北九州市議会